

(別紙1)

## 岩美町訪問看護ステーション料金表

● 介護保険利用料 ●					
< 1割の場合 >					
		介護	介護支援		
利用者負担額	20分未満	314円	303円	【短時間訪問看護】 当日日中等の訪問十分な観察・指導が行われていた時	
	30分未満	471円	451円	早朝(6時~8時)・夜間(18時~22時)は25%加算	
	60分未満	823円	794円	深夜(22時~6時)は50%加算	
	90分未満	1,128円	1,090円		
	90分以上	1,128円+300円	1,090円+300円	特別管理加算の対象者に算定	
退院時 共同指導加算		600円(1ヶ月)	600円(1ヶ月)	退院又は退所後の初回の訪問看護の時加算します。 (特別な管理を要する場合は2回)	
初回加算		350円(1ヶ月)(I) 300円(1ヶ月)(II)	350円(1ヶ月)(I) 300円(1ヶ月)(II)	新規に訪問看護計画作成し、初回の訪問看護を行った月に加算。(退院時共同加算を算定の場合は加算しません。)(※1)(I)(II)について下記記載	
緊急時 訪問看護加算		574円(1ヶ月)	574円(1ヶ月)	24時間緊急対応をしております	
特別管理加算		500円(1ヶ月)(I) 250円(1ヶ月)(II)	500円(1ヶ月)(I) 250円(1ヶ月)(II)	(※2)(I)(II)について下記記載 (支給限度基準外の算定です)	
ターミナル加算		2,500円	—	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを実施していること。(支給限度基準外の算定となります。)	
看護体制強化加算		550円(1ヶ月)(I) 200円(1ヶ月)(II)	100円(1ヶ月)	看護体制が整っていることに対する評価加算	
特別地域 訪問看護加算		所定単位数の 100分の15(1回)	所定単位数の 100分の15(1回)	厚生大臣が定める地域に所在する指定訪問看護事業所が指定訪問看護を行った場合に算定できる加算です。	
サービス提供体制 強化加算		6円(1回)(I) 3円(1回)(II)	6円(1回)(I) 3円(1回)(II)	サービスの質が一定以上に保たれていることに対する評価加算	

● 介護保険利用料 ●					
		< 2割の場合 >		< 3割の場合 >	
		介護	介護支援	介護	介護支援
利用者負担額	20分未満	628円	606円	942円	909円
	30分未満	942円	902円	1,413円	1,353円
	60分未満	1,646円	1,588円	2,469円	2,382円
	90分未満	2,256円	2,180円	3,384円	3,270円
	90分以上	2,256円+600円	2,180円+600円	3,384円+900円	3,270円+900円
退院時 共同指導加算		1,200円(1ヶ月)	1,200円(1ヶ月)	1,800円(1ヶ月)	1,800円(1ヶ月)
初回加算		700円(1ヶ月)(I) 600円(1ヶ月)(II)	700円(1ヶ月)(I) 600円(1ヶ月)(II)	1,050円(1ヶ月)(I) 900円(1ヶ月)(II)	1,050円(1ヶ月)(I) 900円(1ヶ月)(II)
緊急時 訪問看護加算		1,148円(1ヶ月)	1,148円(1ヶ月)	1,722円(1ヶ月)	1,722円(1ヶ月)
特別管理加算		1,000円(1ヶ月)(I) 500円(1ヶ月)(II)	1,000円(1ヶ月)(I) 500円(1ヶ月)(II)	1,500円(1ヶ月)(I) 750円(1ヶ月)(II)	1,500円(1ヶ月)(I) 750円(1ヶ月)(II)
ターミナル加算		5,000円	—	7,500円	—
看護体制強化加算		1,100円(1ヶ月)(I) 400円(1ヶ月)(II)	200円(1ヶ月)	1,650円(1ヶ月)(I) 600円(1ヶ月)(II)	300円(1ヶ月)
特別地域		所定単位数の	所定単位数の	所定単位数の	所定単位数の

訪問看護加算	100分の15(1回)	100分の15(1回)	100分の15(1回)	100分の15(1回)
サービス提供体制 強化加算	12円(1回)(I) 6円(1回)(II)	12円(1回)(I) 6円(1回)(II)	18円(1回)(I) 9円(1回)(II)	18円(1回)(I) 9円(1回)(II)

〈介護保険で要支援・要介護認定を受けた方は、費用の1～3割が自己負担額となっています。介護保険証をご確認ください。〉

\*准看護師については90/100で算定(加算は除きます。)

● 医療保険利用料 ●			
訪問看護基本療養費	5,550円	週3日目まで	准看護師については500円を減額
	6,550円	週4日目以降	
訪問看護管理療養費	7,670円	月の1日目	
	3,000円	月の2日目以降	
夜間・早朝訪問看護加算	2,100円	夜間(18時～22時)早朝(午前6時～午前8時)	
深夜訪問看護加算	4,200円	深夜(22時～午前6時)	
特別管理加算	5,000円(1ヶ月)(I)	〈※2〉重傷者の管理をされている場合に加算(I)、(II)について下記記載	
	2,500円(1ヶ月)(II)		
24時間対応体制加算	6,520円(1ヶ月)	24時間緊急対応をしています。	
ターミナルケア療養費	25,000円	死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上ターミナルケアを実施していること。	
退院時共同指導加算	8,000円	退院又は退所後の初回の訪問看護の時加算します。(特別な管理を要する場合は2回)	
特別管理指導加算	2,000円	特別管理加算(I)を算定している場合に、退院時共同指導加算に加えて加算されます。	
緊急訪問看護加算	2,650円	月の14日目まで	
	2,000円	月の15日目以降	

〈各種保険の本人の負担割合に応じて料金は変わります〉

(※1) 初回加算

- (I) 病院などから退院した日に初回の訪問看護を行った場合。
- (II) 病院などから退院した日以降に初回の訪問看護を行った場合。

(※2) 特別管理加算

- (I) 在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態、又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態
- (II) 在宅自己腹膜灌流・在宅血液透析・在宅酸素療法・在宅中心静脈栄養法・在宅成分栄養経管栄養法・在宅自己導尿・在宅持続陽圧呼吸療法・在宅自己疼痛管理・在宅肺高血圧患者の指導管理を受けている(医療保険では在宅人工呼吸指導管理も含む)人工肛門又は人口膀胱を設置している。在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している。

◎人工肛門又は人口膀胱を設置している。

◎真皮を超える褥瘡の状態である。

◎点滴注射を週3回以上行う必要があると認められる状態。(介護保険)

在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者。(医療保険)